

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

出雲市

2 構造改革特別区域の名称

出雲市福祉のまちづくり推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

出雲市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 出雲市の特性

出雲市は、平成17年3月の2市4町(出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町)による合併により、行政区域が拡大された。

出雲市は、出雲平野を中心として東西約30km、南北約30kmの範囲に広がり、島根半島西部の海岸地域から南部の山間地域までの地域を有し、地理的にも多様性に富んだ市である。

平成19年4月1日現在の人口は、148,520人で、障害者手帳保持者数は、以下のとおりである。

身体障害者手帳

等級	18歳未満	18歳以上	合計
1級	74	2,248	2,322
2級	21	1,004	1,025
3級	9	897	906
4級	10	1,286	1,296
5級	5	475	480
6級	5	542	547
合計	124	6,452	6,576

療育手帳

等級	18歳未満	18歳以上	合計
A	104	411	515
B	96	462	558
合計	200	873	1,073

精神障害者保健福祉手帳

等級	18歳未満	18歳以上	合計
1級	0	195	195
2級	0	307	307
3級	0	91	91
合計	0	593	593

(2) 出雲市の障害者福祉施策

出雲市では、「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定（平成9年3月、旧出雲市で制定）し、障害者の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は物理的、制度的若しくは文化・情報面等の障壁を取り除き、すべての市民が平等で自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを目指し、様々な施策を展開してきた。

福祉のまちづくり条例では、以下の3つの基本方針のもと、市、市民、事業者の協働によるまちづくりを進めている。

心づくり 一人ひとりが障害の有無にかかわらず、平等な個人としてお互いに理解し、尊重しあう社会づくりを推進する。

地域づくり 市民一人ひとりが自立し、自由に社会参加できる社会環境の整備を推進する。

都市づくり 市が建築物、道路、公園の整備基準を定め、事業者・市民はバリアフリーに配慮した施設や住宅の整備に努める。

(3) 出雲市の障害福祉サービス利用のための環境

これまで各市町において障害者福祉施策の推進に努めてきたが、合併後の市全域の状況を見ると、一部の市街地を除き、地域集落が点在している状況の中、障害者の日常生活を支える日中活動系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所の整備状況としては、旧出雲市の地域に集中しており、周辺地域では十分な整備状況とはいえない。

参考1：出雲市内の日中活動系サービス及び短期入所系サービス利用者数
（平成19年2月分）

サービス	実利用者数
生活介護	71
児童デイサービス	50
自立訓練	6
短期入所	13
日中一時支援	35

単位：人

参考2：出雲市内の日中活動系サービス事業所及び短期入所サービス事業所数
（平成19年4月現在）

サービス	出雲市	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町
生活介護	3	3				
児童デイサービス	1	1				
自立訓練	1	1				
短期入所	8	4	2		1	1
日中一時支援	7	3	2		1	1

(4) 出雲市の小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

平成19年4月1日現在、出雲市においては4か所の小規模多機能型居宅介護事業所が整備されている。地域密着型サービス拠点施設として、今後、整備が進むものと考えられる。小規模設備で運営が可能なおことから、特に、山間部等の過疎地域では、空き住宅等を利用した施設整備等が進められるものと期待している。

参考：出雲市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

事業所設置者	指定小規模多機能型居宅介護事業所
島根県出雲市塩冶町 1 2 9 8 番地 有限会社 えるだー	島根県出雲市駅南町 3 丁目 1 2 番 1 号 セカンド・サロン えるだー
島根県出雲市小山町 3 6 1 番地 2 医療法人 エスポアール出雲クリニック	島根県出雲市小山町 3 6 2 番地 1 号 小規模多機能型居宅介護施設 おんぼらと
島根県出雲市美野町 5 0 4 番地 有限会社 伊野本陣	島根県出雲市美野町 5 0 4 番地 小規模多機能型居宅介護 もくせい
島根県出雲市塩冶有原町 1 丁目 5 0 番地 社会福祉法人 ことぶき福祉会	島根県出雲市塩冶有原町 1 丁目 5 0 番地 小規模多機能ホーム ことぶき園

5 構造改革特別区域計画の意義

今後の障害者施策において、「施設福祉」から「地域福祉」への移行の推進のためには、地域での福祉サービスの利用環境の整備が非常に重要な課題となっている。

小規模多機能型居宅介護事業所は小規模設備で運営が可能なることから、地域密着型サービス拠点施設として、特に山間部等の過疎地域において施設整備等が進められるものと期待している。

構造改革特別区域計画の認定を受けることによって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用できるようになることから、小規模多機能型居宅介護事業所の整備の推進により、同時に出雲市内の障害者サービス事業所の地域的偏在が解消されるため、出雲市での地域福祉サービス利用環境の整備に関し、以下の点について大きな意義を持つものである。

- (1) サービス利用者の利用できる事業所の選択肢が広がることにより、住み慣れた地域でのサービスの利用が可能となる。
- (2) 高齢者、障害児（者）が同じ事業所内でサービスを受けられるようになることにより、世代間交流が図られ、また、地域社会の中でも、住民が障害について正しく認識し、人権を尊重する地域コミュニティの形成が図られ、「心づくり」「地域づくり」「都市づくり」の3つの理念に基づく福祉のまちづくりが推進される。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡大により、地域での福祉ビジネスの機会の創出・拡大が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成 9 年 3 月、旧出雲市で福祉のまちづくり条例が制定され、平成 1 7 年 3 月の 2 市 4 町による合併後も、その理念を継承し、「心づくり」「地域づくり」「都市づくり」を推進してきた。

出雲市での福祉のまちづくりの推進においては、障害の有無にかかわらず、ともに個人を尊重した地域コミュニティづくりが不可欠である。

今後、整備が進められる地域密着型の指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）へのサービス提供を可能とするため、特定事業 9 3 4（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、身近な地域において、高齢者、障害児（者）が同じ事業所内でサービスを受けられる環境を整備し、地域福祉

を核とした地域コミュニティの形成を推進していくものである。

また、指定小規模多機能型居宅介護事業所で高齢者だけでなく障害児(者)にもサービス対象を拡大していくことは、事業自体の効率化と安定化につながるものであり、今後の指定小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進の面においても、NPO 法人等多様な事業主体の参入を促進し、また、空き住宅等の活用などにより、周辺過疎地域での整備促進が図られ、出雲市全域での福祉サービス利用環境の整備が大きく前進するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 障害児(者)へのサービスの向上と家族等介護者の負担の軽減

住み慣れた地域の中で福祉サービスが利用できるようになることによって、障害児(者)の事業所等への送迎時間が短縮され、通所が容易になる。また、指定小規模多機能型居宅介護事業所には休業日がないことから、家族等の介護者の負担軽減に大きな効果がある。

(2) 計画区域内での福祉サービス供給量の増加

障害児(者)の福祉サービスを利用しやすい環境を整えることにより、これまで社会資源の不足によりサービスを利用できなかった障害児(者)にも利用の機会が持てるようになることとなり、地域での障害児(者)の社会参加の機会が増加し、障害児(者)の自立した社会生活の推進が図られる。

(3) 個人を尊重した地域社会の構築

高齢者、障害児(者)が同じ事業所内でサービスを受けることにより、世代間交流が図られ、また、地域社会の中で、住民が障害について正しく認識し、人権を尊重する地域コミュニティの形成が図られ、ノーマライゼーションの意識の浸透・啓発につながる。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の経営安定と福祉ビジネスの創出

指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡充により、サービス利用率が向上し、事業所の経営の安定と効率的で質の高いサービスの提供が可能となる。また、空き住宅等の活用などにより比較的 low コストでの整備が可能であることから、利用見込者数の少ない周辺過疎地域等、これまで新規参入が困難とされていた地域での福祉ビジネスの創出につながる。

8 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの実施

出雲市内の障害福祉サービスの実施事業所について、旧法支援施設の新体系への移行も含め、市内全域のサービス提供体制の調整を図る。現在、障害者施設のない地域については、今後、指定小規模多機能型居宅介護事業所が整備される場合には、登録定員及び利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、積極的に障害児(者)の受入れについて働きかけ、福

祉サービス利用環境の整備に努める。

(2) 在宅障害児(者)日中一時支援事業の実施

現在実施している市内7か所の障害福祉サービス事業所にあわせ、指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、一時的に見守り等の支援が必要な障害児(者)の日中の活動の場を提供する日中一時支援事業を実施する。

(3) 障害者相談支援事業の委託法人による技術的支援

出雲市が委託する障害者相談支援事業の委託法人(平成19年4月現在6法人)が、障害児(者)を受入れる指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し技術的支援などを行うための研修会等の機会を設ける。

別紙

1 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員及び利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給する。

(2) 当初から特例措置の適用を受けることを想定している事業所

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：有限会社 えるだー

住所：島根県出雲市塩冶町1298番地

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：セカンド・サロン えるだー

住所：島根県出雲市駅南町3丁目12番1号

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し、出雲市が委託する市内6か所の身体・知的・精神障害及び障害児それぞれの相談支援事業所との連携及び情報交換・実習・相談を行うことにより、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を修得する。

当初から特例措置の適用を受けることを想定している上記事業所（有）えるだーは、現在、介護保険サービスのほか、障害者居宅介護事業も実施しており、障害者に対する支援については十分な実績を有している。

参考：出雲市が委託する身体・知的・精神障害及び障害児相談支援事業所

障害区分	名称	設置者	所在地
身体障害	ハートピア出雲	(福)創文会	出雲市武志町693番地4
身体障害	出雲サンホーム	(福)恵寿会	出雲市神西沖町1313番地
知的障害	光風園	(福)島根県社会福祉事業団	出雲市湖陵町大池240番地1
知的障害	ふたば園	(福)親和会	出雲市神西沖町2476番地1
精神障害	ふあっと	(福)ふあっと	出雲市武志町693番地1
障害児	さざなみ学園	(福)親和会	出雲市神西沖町2534-2

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

出雲市では、合併前、これまで各市町において障害者福祉施策の推進に努めてきたが、合併後の市全域の状況をみると、一部の市街地を除き、地域集落が点在している状況の中、障害者の日常生活を支える日中活動系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所の整備状況としては、旧出雲市の地域に集中しており、周辺地域では十分な整備状況とはいえない。

参考1：出雲市内の日中活動系サービス及び短期入所系サービス利用者数
(平成19年2月分)

サービス	実利用者数
生活介護	71
児童デイサービス	50
自立訓練	6
短期入所	13
日中一時支援	35

単位：人

参考2：出雲市内の日中活動系サービス事業所及び短期入所サービス事業所
(平成19年4月現在)

サービス	出雲市	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町
生活介護	3	3				
児童デイサービス	1	1				
自立訓練	1	1				
短期入所	8	4	2		1	1
日中一時支援	7	3	2		1	1

地域密着型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模施設のため比較的整備がしやすい、また、休業日もなく通いを中心に訪問や泊まりのサービスを一体的に実施できることから、多様化する福祉ニーズに対応可能であるため、指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児(者)に対するサービスを実施することは、障害児(者)の地域での日常生活の支援、家族等の介護者の負担軽減に資するだけでなく、新たな地域福祉拠点の創造につながるため、今後の福祉サービス利用環境整備を推進する上では、きわめて有効である。

また、高齢者、障害児(者)が同じ事業所内でサービスを受けることにより、世代間交流が図られ、また、地域社会の中で、住民が障害について正しく認識し、人権を尊重する地域コミュニティの形成が図られ、ノーマライゼーションの意識の浸透・啓発につながる効果もあり、出雲市福祉のまちづくり条例の基本理念である「心づくり」「地域づくり」「都市づくり」を推進する効果もある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

事業所名：セカンド・サロン えるだー

指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居

宅介護事業所の登録者の数と生活介護等又は児童デイサービスとみなされる
通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を
受けた障害者又は障害児の登録者数の合算数の上限をいう。)を25人以下と
すること。

登録定員 25人

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と生活介護等
又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児
の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人
までの範囲内とすること。

通いサービス利用定員 15人

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂の面積を、通いサー
ビスの利用定員で除して得た面積が3㎡以上であること。

居間及び食堂の合計面積 104.1㎡
(基準上の必要面積 45㎡ \cdot \cdot 3㎡ \times 15人)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合
は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減
じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。

個室以外の宿泊室なし

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小
規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者
又は障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に
規定する基準を満たしていること。

常勤 7名、非常勤 6名
うち看護師 常勤1名
うち介護福祉士 常勤3名、非常勤1名
常勤換算後の人数 10.7名

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と短期入所と
みなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当
たりの上限をいう。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲
内とすること。

宿泊サービス利用定員 8人

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新た
に受入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施

設,指定生活介護事業所,指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(有)えるだーは,現在,介護保険サービスのほか,障害者居宅介護事業も実施しており,障害者に対する支援については十分な実績を有している。また,市内の各障害相談事業委託事業所との関係も緊密であって,十分な連携が図れるものと認められる。